官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（三九五）　二
○地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三九六）　三
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三九七）　四
〔省　令〕
○行政手続法第十五条第四項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（**総務**一〇三）　五
○行政不服審査法施行規則の一部を改正する省令（**同**一〇四）　六
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一一六）　六
○地方航空局組織規則の一部を改正する省令（**国土交通**一一五）　六
〔法規的告示〕
○こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件（**こども家庭庁・厚生労働**九）　六
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（**厚生労働**三〇三）　六
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（**同**三〇四）　六
〔その他告示〕
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（**内閣官房**一）　七
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（**内閣府**一三一）　七
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た生物及び添加物の公表を行う件（**同**一三二）　七
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**一四三）　七
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（**財務**三〇四）　七
○租税特別措置法第九十三条第二項の規定に基づき、令和八年の同項に規定する平均貸付割合を告示する件（**同**三〇五）　八
○道路に関する件（**東北地方整備局**九〇）　八
○道路に関する件（**関東地方整備局**二四〇、二四一）　八
○道路に関する件（**北陸地方整備局**六四）　八
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一一二、一一三）　九
○道路に関する件（**九州地方整備局**一二七、一二八）　九
○民事事件等に関する手続における電子情報処理組織の使用に関する細則を告示する件（**最高裁**四）　九
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　内閣府　10
〔皇室事項〕　10
〔官庁報告〕
官庁事項　10
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　10
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　11
基本測量関係事項公告（国土交通省）　11
〔公　告〕
諸事項　11
官庁
保険仲立人保証金取戻し関係　11
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　11
会社その他　27

本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第三百九十五号）（内閣府本府）

1　関係政令の整備

関係政令について所要の規定の整備を行う。

2　経過措置

(1)　独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）の解散に伴い国が承継する資産の範囲等を定める。（第九条関係）

(2)　独立行政法人男女共同参画機構（(4)及び(5)において「機構」という。）が行う会館の積立金の処分に関する経過措置を定める。（第十条関係）

(3)　会館の解散の登記の嘱託等について定める。（第十一条関係）

(4)　機構が会館から承継する資産の価額の評価について、評価委員の任命その他必要な事項を定める。（第十二条関係）

(5)　機構の役員又は職員についての依頼等の規制等に関する経過措置を定める。（第十三条関係）

3　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三百九十六号）（総務省）

地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年九月二十四日とする。

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三百九十七号）（厚生労働省）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）附則第一条第四号に掲げる規定（同法第七条の規定を除く。）の施行期日は、令和八年六月一日とする。